

鳥取県「森の国・木の街」づくり技術開発・実証トライアル支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (令和9年1月29日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：購入した資機材を用いて事業計画に基づき事業を実施・完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書の内容を審査後、補助金を支払います。

問い合わせ先

鳥取県農林水産部 森林・林業振興局 県産材・林産振興課
〒680-8570 鳥取市東町1-220
Tel 0857-26-7308 ファクシミリ 0857-26-8192
メール kensanzai-rinsan@pref.tottori.lg.jp